

冬休み子ども生活講座「おこづかいのはなし」を開催しました

12月23日（土）青年の家において、市内の小学生2～4年生を対象に、冬休み子ども生活講座「おこづかいのはなし」を開催しました。千葉県金融広報委員会より講師を招き、当日は保護者も含め20名の参加がありました。

お金の大きさや種類といった簡単なことから、お金は「日本銀行券」である、「ニセ札は作ってはいけない」など、少し難しいことまで幅広い内容で、参加した生徒も関心をもって真剣に聞き入っていました。

また、お金に関するクイズやおこづかい帳をつけることにより、より身近にお金の勉強ができました。

講座の最後は、持ち寄ったシールやペンを使いみんなで貯金箱を作り、世界にひとつだけの貯金箱が完成し、みんな満足した様子でした。



講師の説明を真剣に聞き入る参加者



みんなで仲良く貯金箱をつくりました

平成30年2月の週末出張相談会

日時：2月10日（土）9：00～16：00

場所：いいおかユートピアセンター 1階



消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました No.39 認知症になった親の預貯金などの取り扱いについて

Q

高齢になる親が老人介護施設へ入所することになった。費用については本人の定期預金から充てようと考えているが、現在ほぼ寝たきりの状態で銀行に出向くことができず、手も不自由なので委任状を書くこともままならない状態である。

今後認知症などになってしまった場合、銀行預金などの取り扱いはどうなるのか。



A

超高齢化社会を向かえ、突然高齢の親が倒れ寝たきりになり、会話などが出来なくなってしまふケースや、認知症などにより本人の意思確認がとれなくなってしまうことがあります。

原則的に、本人以外の家族が銀行預金等を引き出すことはできないため（※金融機関によって対応が異なります）、今後の対応について、以下のような助言をしました。

・成年後見人制度

本人に判断能力や意思決定ができない場合は、家庭裁判所に申し出を行い、成年後見人として認められた家族等は、本人に代わり銀行取引等を行うことができます。

・家族信託契約

この制度は、委託者と受託者（例えば親と子など）が相談の上で、財産の処分や管理について事前に取り決めを行い契約締結することで、受託者となった家族は本人と同様に銀行預金等の取引をすることがいつでも可能になります。

しかし、受託者の指定する際に家族間でトラブルになることも多いため、事前に十分話し合うことが重要です。

また、新しい制度なので事前に法律専門家に相談を受けることをおすすめします。

